

## (4) 機能強化 (追加メニュー)

※(1)、(2)、(3)の森林整備 (竹林整備) を実施する場合のみ

① 【交付単価 (最大) : 800円/m】

### (交付金の対象活動等)

- ・ 歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要なとなる森林調査・見回り
- ①機能強化は、主たる活動を効果的に実施するため又は実施後にその効果を維持強化するために**必要な場合に限る**。
- ②機能強化は、対象森林のほか当該森林に**到達するために通過する森林内 (森林経営計画策定森林含む) も実施可能**。
- ③機能強化を行う場合 (森林調査・見回りを除く。) に**必要な延長は、1m以上**。

### (交付金の使途)

- ・ **人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品** ( (6)資機材等整備に掲げるものは除く)、**事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費** 等



作業前



作業中



作業終了

## (5) 関係人口創出・維持（追加メニュー）

※(1)、(2)、(3)の森林整備（竹林整備）を実施する場合のみ

①【交付単価（最大）：50,000円/年】



（交付金の対象活動等）

- ・地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れに当たり行う環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り 等
- ・関係人口（地域外関係者）創出・維持に取り組むにあたっては、
  - a. メインメニューと併せて実施する（本活動の単独実施は不可）
  - b. **10名以上の地域外関係者が参加する活動を年1回以上行う**
  - c. **10名以上の参加者を1回5名以上で2回以上行うことも可。**
  - d. 地域外関係者と活動前に綿密な打合せ等を行う。
  - e. 交付申請書に地域外関係者の記載することを要件とし、真に地域外関係者との活動に取り組む意向のある活動組織に限定する。



※地域外関係者は、活動を実施する対象森林の所在する昭和25年2月1日における市町村の区域以外に居住する者とする。

（交付金の使途）

- ・ **人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品（(6)資機材等整備に掲げるものは除く）、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等**

## (6) 資機材等整備 (追加メニュー)

※(1)、(2)、(3)の森林整備(竹林整備)を実施する場合のみ

### ① 【交付単価： 購入価格の1/3または1/2以内】

(交付金の対象活動等)

- ・メインメニュー、追加メニューによる活動の実施に**直接的に必要な**資機材及び施設の購入・設置・賃借(賃借は関係人口創出・維持に係るものに限る。)
- ・林内作業車、薪割り機、炭焼き小屋(炭釜含む)、薪ストーブの**4種類については1/3以内、その他の購入費用については1/2以内**

(交付金の使途)

- ・刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵・土留め柵等構築物の資材、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや(休憩や作業を行うための簡易建屋)、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ((5)関係人口創出・維持の活動で使用するものにあっては、賃借料に限る。)、携帯型GPS機器、設置費等のうち、地域協議会の長が認めるもの(※汎用性のある物品等は対象外)



## (7) 活動推進費（追加メニュー）

①【交付単価（最大）： 38,000円】

（交付金の対象活動等）

- 現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修 等

（交付金の使途）

- 人件費、燃油代、活動計画の検討に係る関係者の**傷害保険**、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費 等



森林の現況調査



境界確認、周囲測量



安全研修

## 【参考】資源活用の取組例

※森林等整備の結果得られた産物を素材として利用する取組。

※必ずしも林外に搬出する必要はなく、林内での利用もOK。

■土木、建築、農業、木工、伝統工芸品

・木材・竹材（枝条、落葉、破砕物及び炭を含む）、桐材、桜皮 等

■熱源

・薪、木炭・竹炭

■食材、飾り葉、かいしき

・キノコ類、木の実、タケノコ、山菜、モミジの葉、クマザサの葉、タケノコの皮 等

■そのほか、塗料、染料、木酢液、竹酢液、薬草としての利用 など





# 3 事業採択の要件等

■申請にあたり、特にご注意いただきたい要件

## [詳細]

- 活動組織の要件
- 対象森林の要件
- 対象森林の地目の確認
- 活動可能な地目
- 協定締結の要件
- 市町村との協議要件
- 資源利用の要件
- 資機材等購入の要件
- 業務を委託する場合の要件
- モニタリング調査の要件
- 安全対策の要件

# ■申請にあたり、特にご注意いただきたい要件

- 3名以上で活動組織をつくること
- 対象面積が0.1ha (1,000m<sup>2</sup>) 以上であること
- 対象森林は森林経営計画の対象外であること
- 3年間の活動計画をたて、3年間の活動ができること
- 森林所有者と3年以上の協定を締結すること
- 森林や竹林の資源を活用すること
- 毎年度、安全研修等及びモニタリング調査を実施すること

## ■活動組織の要件

- ① 地域住民、森林所有者、地域外関係者等の **3名以上** で構成されていること。
- ② 活動対象となる森林と同一の **秋田県内に主たる事務所** を置いていること。
- ③ 活動組織の運営に関する **規約等（国様式）** を定めていること。
- ④ **会費の徴収** 等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること。
- ⑤ 活動期間中に **毎年1回以上** の **安全講習** や **森林施業技術向上の講習** を実施することにより、一定の安全体制の確保や施業技術の向上を図る組織であること。講習は、原則として活動組織の構成員（活動参加者）が **全員参加** すること。
- ⑥ 活動に必要な安全装備を備えること及び **傷害保険に加入** すること。特に、林内に立ち入る際には、**ヘルメットを必ず着用** させること
- ⑦ 実施要領に定められている **書類の調製・整備ができる能力** があること。また、地域協議会で定める期日までに、**交付金の交付に係る必要書類（採択申請書や実施状況報告書等）** を作成できる能力があること。

## ■対象森林の要件

- ① 活動組織の事務所がある秋田県内の森林であること。
- ② 交付金の交付を受けて活動を行う時点において森林経営計画が策定されていない森林であること。（市町村で確認可能）
- ③ 0.1ha以上の面積をもつ森林であること。